

松阪地区広域消防組合消防本部告示第2号

松阪地区広域消防組合火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので公示する。

令和5年7月3日

松阪地区広域消防組合
消防長 松本 芳昭



記

催しの開催場所	松阪駅前通り（ベルタウン）、職人町通り、中町通り（よいほモール）、日野町通り（パティオひの街）、みなとまち通り（ゆめの樹通り）、しんまち商店街一帯路上
催しの名称	松阪祇園まつり
催しの開催期間	令和5年7月15日 13時00分から21時00分まで 令和5年7月16日 10時00分から21時00分まで